

保育の必要性の認定手続きについてのご案内

※幼稚園在園中に「保育の必要性」の認定を受けた方は改めてのお手続きは不要です。

※預かり保育登録利用申請をいただいた方は、お手続きは不要です。

（預かり保育登録利用申請が認定手続きを兼ねているため。）

1 認定の手続きについて

（１）認定とは

「保育の必要性」の認定（以下、「認定」という）とは、市区町村が保護者からの申請を受けて、お子さんの年齢や「保育の必要性」などの客観的な基準に基づいて行うものです。認定をもとに、子育てのための施設利用について給付（無償化）を行います。認定を受けるためには、世帯の保護者全員が裏面の「３ 認定の要件および証明書類について」に記載されているいずれかの要件に該当していることが必要です。

※認定は、預かり保育の【登録利用】を保証するものではありません。預かり保育の【登録利用】をご利用する場合、別途預かり保育の【登録利用】の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

（２）認定後の預かり保育料について

認定を受けると預かり保育料（【登録利用】【一時利用】）が無償となります。

（３）認定の申請方法について

預かり保育登録利用申請をお済みの方は申請不要です。
一時利用を利用希望かつ保育の必要性がある方を対象とした手続きです。

●申請方法

- ① 電子申請 裏面の QR コードより区ホームページをご確認ください。
申請の際は「保育の必要性」の証明書類をご準備ください。
- ② 直接申請 下記提出書類を園へ直接ご提出ください。

●提出書類（直接申請の場合）

- ① 認定申請書（幼児保育課窓口、各幼稚園で配布、または区 HP でダウンロードできます）
- ② 個人番号確認書類（詳細は裏面の「２ 個人番号（マイナンバー）の記載について」をご確認ください）
- ③ 身元確認書類（詳細は裏面の「２ 個人番号（マイナンバー）の記載について」をご確認ください）
- ④ 「保育の必要性」の証明書類

（詳細は裏面の「３ 認定の要件及び証明書類について」をご確認ください）

※きょうだいで認定の申請をする場合、各提出書類は世帯で 1 部ご提出ください。

※預かり保育【登録利用】の申請で、④を提出済みの場合は、①②③のみご提出ください。

※申込児童またはきょうだいが文京区認可保育園に令和 8 年度入園申込をされ、②③④を提出済みの場合は、①のみご提出ください。

●提出期限

令和8年4月からの新規預かり保育【登録利用】を申し込む方は、令和7年11月26日までに預かり保育【登録利用】を申請する際に合わせてご提出ください。それ以外の方で対象となる場合は預かり保育利用開始前までにご提出ください。

※認定は遡及適用できません。認定を受けた期間のみ預かり保育料が無償となります。

(4) 認定結果の通知について

提出された資料を確認したうえで、認定結果を郵送で通知します。

2 個人番号（マイナンバー）の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、認定申請書の中に、必要とされる個人番号（マイナンバー）を記載する欄を設けています。電子申請の場合、マイナンバーの記入欄はございません。必要な場合は、別途区から依頼いたしますので、ご了承ください。

3 認定の要件及び証明書類について

【認定】要件		証明書類（世帯の保護者全員分が必要です）
就労（予定含む） 〈給与所得者〉	月48時間以上の就労をしている	①＊全ての勤務先における就労証明書 ②＊就労状況申告書（複数勤務の方、所定労働時間のない方のみ） ※自営業の方は営業許可証、開業届等のコピー等を併せてご提出ください。
就労（予定含む） 〈自営業者〉		
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	①＊就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム又は時間割のコピー
求職活動	求職活動を継続的にしている	＊求職活動状況申告書
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している	＊診断書
障害		障害者手帳等のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後（出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで）である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している	①＊看護・介護状況申告書 ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の継続利用	＊全ての勤務先における就労証明書 （育児休業期間が明記されている必要がございます）
	その他法令で定めるもの	
	DV・虐待・災害復旧など	必要書類は入園相談係に問い合わせのうえ、決定

- ・「＊」の印がついた書類は、文京区所定の様式です。右記のQRコードから所定の様式が掲載されているページへアクセスできます。必要に応じてダウンロードをお願いします。
- ・就労証明書等の証明書類の発行はお時間がかかる場合がございます。対象となる方はお早めにご準備をお願いします。

無償化のお手続きについて



－問い合わせ先－

文京区子ども家庭部幼児保育課入園相談係

TEL 5803-1190